

徳川中期における尾張一農村の考察

——葉栗郡里小牧村の農業構造——

岡本幸雄

はしがき

同二年（一七四二）「高田畠分ケ帳」（五島家）
同一年 「八左衛門友四郎兩人手作

一、村の概況（村高と概高制、土地構成）
二、中期農業の生産構造

三、農民の階層分化の状態

四、農民の階層関係

はしがき

同一年 「田畠掲作帳」（五島家）
延享四年（一七四七）「御藏入百姓高田畠書上帳」
寛延三年（一七五〇）「里小牧村田面附帳」

同一年 「人數改之帳」

宝暦二年（一七五二）「里小牧村畠方立毛植付帳」

同一年 「里小牧村諸事記」

右の資料から此處では寛保、延享、寛延、宝暦間に

寛保元年（一七四一）「里小牧村高帳」

における里小牧村の中期農業の生産構造、農民の階層分

のである。

化の状態と農民の階層関係といった二三の点をみようとするものであるが、もとより斯る問題は、この時期に必要な関係文書が殆んど存在せず、又右の限られた資料のみによつては充分に之を説明し得るものではない。従つて此处では右の問題に就いての限られた現象形態の把握にとどまらざるを得ないものである。しかし徳川中期のものとして尾張国農村の社会経済的構造を窺うに、何等かの資に供し得るとすれば本稿の目的は一応之で足りる。

一、村の概況（村高と概高制、

土地構成）

徳川時代における尾張国葉栗郡里小牧村は、名古屋より美濃国加納、岐阜に至る岐阜街道に當つており、

木曾川の対岸美濃笠松につなぐ渡船場を持ち、或は美濃街道起宿の渡船寄附村として存在し、早くから交通の開けた地にあつた。享保頃の五島家文書によればこの渡船に関する、村内に渡船二艘ありその内『壹艘は、

年内半分程は御舟手も被仰付五里十里四方、諸大名衆御通り其外川方ニ而御用の重荷等御座候得は、罷出相勤⁽¹⁾めるというように、貢租米その他領主荷、諸大名の通行という領主的要求をまづ充たすとともに、その半面右の渡船二艘と私鵜飼船三艘とをもつて、諸国人の往来、商人荷の運搬にたゞさわっていたものである。⁽²⁾

享保一九年の覚に『一、船賃一人に付四文ツヽ、一、商人荷袴駄に付十二文ツヽ、一、米一石に付八文ツヽ、

一、諸士出家取不申、一、半水は五割増し大水は一ぱいツヽ』との旅人、商人荷、米等の木曾川横越渡船賃の規定があるが、このように諸大名、諸国人の往来、商品の流通の要路に當つていた里小牧村は、比較的早くから何らかの形において、商品・貨幣経済との接觸をうけていたものと思われる。

ところで里小牧村の所領関係は寛文九年以降一圓御蔵入地であり、この村の村高は第一表Aに示している如く、慶長一三年（一六〇八）九月の備前検地において、三七三石四斗八升一合（田畠面積三八町一反八畝

第1表 A 村高の変遷

| 年 代 | ・村 高 | 面 積 | 値 考 |
|---------|-----------|-----------|--------------------|
| 慶長 13 年 | 石 373.482 | 畝 3818.23 | 前備検地 |
| 寛永 19 年 | 12.065 | 187.20 | 山方新田繩入 概高の時本高編入 |
| 正保 3 年 | 572.543 | 4006.13 | 概 高* |
| 寛文 9 年 | 10.468 | 221.10 | 西新田繩入 |
| 延宝 8 年 | 14.643 | 146.13 | 池新田繩入 |
| | 597.654 | 4374.06 | * |

第 1 表 B 尾張藩「四ツ概」

石以下切捨

| | 尾 州 分 | 濃 州 分 | 合 計 |
|-----|------------|------------|------------|
| 元 高 | 石 483, 432 | 石 127, 043 | 石 610, 475 |
| 概 高 | 631, 385 | 148, 524 | 779, 907 |
| 延 | 3割5厘1毛余 | 1割5分5厘3毛余 | 2割8分4厘5毛余 |

○ 愛知県史別巻636～8頁より作成

*第 1 表 C 黒小牧村「四ツ概

| | | 備前 檢地分 | 山方 新田分 | 合計 |
|-------|------------|-----------|------------|---------|
| 元 高 | 石 | 373.482 | 石 | 385.547 |
| 概 高 | 石 | 565.455 | 石 | 572.543 |
| 延 • 縮 | 5割1分4厘余(延) | 7割2厘1毛(縮) | 4割8分5厘余(延) | |

○ 里小牧村地帳より

然るに正保二年（一六四五）尾張藩が行つた所謂「概高制」により、寛永一九年（一六四二）の山方新田一二石六升五合（田畠面積一町八反七畝二〇歩、正保二年本田高に編入）と併せ、五七二石畠（面積四〇町六畝一三歩）に村高の変更が行われたものである。

義は、藩政初期既に生じていた所の財政的逼迫を救済する目的に出たものであり、これは同時に「知行替」（藩士知行元高を概高に置き替える）を伴なわしめる事により、始めてその実効を挙げ得たものであつて、所謂「知行制改革」による藩權力の拡大化策でもある。この概高制の実施の方法は、『正保二酉年御領國中村々、御免相高ニ四ツ以上之分ハ夫程高を延、四ツ以下之分ハ夫程高を縮め、一等ニ四ツ取之概高ニ成』⁽⁶⁾ 即ち正保二年貢租率を四公六民と定め、この原則に基づき貢租率四割以上の高には石「延」を、それ以下の高には石「縮」の修正（「四ツ概」）を行う事をいい、尾張藩各村に対するかかる概高の結果を、藩領尾・濃州の二つに就いて見れば、第一表Bの如く修正されてゐるが、里小牧村では第一表Cの如き修正を受けた事になつてゐる。こうした概高制による村高の変更は、もとより田畠面積そのもの、その土地生産性の実質には関係なく行われた村高の名目的変更にとどまるものであり、又四公六民とはいえ、その実質には何等関係

宝八年（一六八〇）に夫々若干の新田開発が行われ、反四畝六歩となり幕末に至つている。

次に土地構成の詳細に就いてみれば、第二表の如く

なる。里小牧村における本田畑は四〇町六畝一三歩、新田畑三町六反七畝二三歩であるが、本田畑に就いて尾張藩各村に対するかかる概高の結果を、藩領尾・濃州の二つに就いて見れば、第一表Bの如く修正されてゐるが、里小牧村では第一表Cの如き修正を受けた事になつてゐる。こうした概高制による村高の変更は、もとより田畠面積そのもの、その土地生産性の実質には関係なく行われた村高の名目的変更にとどまるものであり、又四公六民とはいえ、その実質には何等関係なく、むしろ村高変更による諸役銀などの増徴によつて、却つて農民の負担を増したものであつた。（後述参考照）概高制による里小牧村の村高変更の事情は、凡そ以上によつて明らかであろう。正保二年の概高制による里小牧村の村高は、その後寛文九年（一六六九）、延宝八年（一六八〇）に夫々若干の新田開発が行われ、反四畝六歩となり幕末に至つている。

第2表 里小牧村土地構成(本田)

| | 石盛 | 田畠面積 | | | 分米 | | | 概石盛 | 概分米 |
|----|----|---------------------|-------|-------|---------------------|-------|-------|-------------------|--------------------|
| | | 実数 | 百分比 | | 実数 | 百分比 | | | |
| 上田 | 14 | 627.03 | 41.3 | 15.7 | 87.794 | 47.6 | 22.8 | 21.196 | 132.213 |
| 中田 | 12 | 360.28 | 23.7 | 9.0 | 43.312 | 23.5 | 11.2 | 18.168 | 66.133 |
| 下田 | 10 | 531.19 (48.06) | 35.0 | 13.3 | 53.164 (4.820) | 28.9 | 13.8 | 15.150 (5.875) | 76.074 (2.832) |
| 田計 | | 1519.20 (48.06) | 100.0 | 38.0 | 184.269 (4.820) | 100.0 | 47.8 | | 274.420 (2.832) |
| 上畠 | 11 | 886.04 | 38.9 | 22.2 | 97.475 | 55.1 | 25.3 | 16.654 | 147.577 |
| 中畠 | 8 | 558.08 (9.02) | 24.3 | 13.9 | 44.661 (.725) | 25.2 | 11.6 | 12.112 (4.701) | 66.945 (.426) |
| 下畠 | 4 | 840.17 (130.12) | 36.8 | 20.9 | 34.926 (6.520) | 19.7 | 9.0 | 6.056 (2.937) | 46.938 (3.830) |
| 畠計 | | 2284.29 (139.14) | 100.0 | 57.0 | 177.062 (7.245) | 100.0 | 45.9 | | 261.460 (4.256) |
| 屋敷 | 12 | 201.24 | 100.0 | 5.0 | 24.216 | 100.0 | 6.3 | 18.168 | 36.663 |
| 総計 | | 4006.13 (187.20) | | 100.0 | 385.547 (12.065) | | 100.0 | | 572.543 (7.088) |

註 貞享、元祿、享保、宝曆、明和「里小牧村地帳」より作成

() 内は山方新田分を示す

| 西新田 | | | 池新田 | | |
|-----|----|------------|------------|----|--------|
| | 石盛 | 面積 | 分米 | 石盛 | 面積 |
| 下田 | 9 | 畝 14.27 | 石 1.341 | 10 | 146.13 |
| 中畠 | 7 | 4.24 | .336 | | |
| 下畠 | 4 | 187.04 | 7.486 | | |
| 屋敷 | 9 | 14.15 | 1.305 | | |
| 計 | | 221.10 | 10.468 | | 146.13 |
| | | | | | 14.643 |

砂地大分ニ御座候而、くる土他所入申候」とか或は木曾川沿岸近き田畠が「年々砂吹上ヶ只今小山之如く高ク罷成一本高之内吹埋禿地ニ罷成⁽⁵⁾」というよなこの村の土地事情に基づくものであろう。しかし宝暦二

年（一七五二）里小牧村「諸事記」に記載されている反当実収量は『上之田一石五六斗之積、中之田一石三四斗之積、下之田一石一二斗之積、畠一石之積』とあって、右の石盛からみれば田は夫々一、二斗の増加、

畠は平均二斗余の増加がみられ土地生産力に若干の上昇が認められる。

里小牧村における本新田畠の土地構成は表に示した如くであるが、なおこの村では本新田畠以外に本田野方見取所九反六畝二六歩（内、畠五反一三歩、草野七畝一〇歩、砂場五畝一八歩、萱野三反三畝一五歩）、木曾川堤外御見取所新起一町九反二畝一七步（内、下田七反一畝二七歩、砂原一町二反二〇歩、正徳五年切起）、同二反六畝四歩（畠、元文二年切起）及び柳枯草場二

二町四反五畝二三歩等があり、以上の如き土地構成本新田畠四三町七反四畝六歩、見取所耕作可能面積七町二反二畝歩が、里小牧村の主たる経済的基盤をなすものであった。

ところで以上のようない地生産手段をもつて、この村ではどのような農業生産が行われていたであろうか。以下ほぼ徳川中期における農業の生産構造に就いて考察する事からはじめたい。

二、中期農業の生産構造

封建農村における農業の生産構造は、本来封鎖的な自給自足の生産形態をとる。しかし都市城下町の形成その発達による商品需要の発生その一層の増大は、それに対応する封建農村をして、斯くの如き自給自足的な生産形態を逐次商品・貨幣経済的な生産形態へと変貌せしめていったものである。

寛延三年（一七五〇）「里小牧村田面附帳」宝暦二年（一七五二）「里小牧村畠方立毛植附帳」によれば、

第3表 寛延・宝曆畠方作付構成

| | | 生綿 | 粟・稗・大豆 | 芋 | 蕎麦・大根 |
|----------|------|---------|--------|--------|--------|
| 寛延 三〇 | 作付面積 | 2285.00 | 730.00 | 615.00 | 510.00 |
| | 百分比 | 100.0 | 32.1 | 26.9 | 22.3 |
| 宝曆 二二 | 作付面積 | 2285.00 | 830.00 | 580.00 | 485.00 |
| | 百分比 | 100.0 | 36.3 | 25.4 | 21.2 |

註 作付品目とその作付面積は、生綿、芋以外のものは、表の如く二三の品目と併わせ原資料に記載されていたものである。

第三表の如き作付状況を示してある。われわれはまづこの作付構成の検討を通じて、里小牧村の農業の生産構造をみよう。

右二冊の帳は、本畠二二町八反四畝二九歩に対する作付状況を示したものである。本田一五町一反九畝二〇歩部稻作に向けられていたことか

ら、敢えて記載の必要がなかったのであろうか、右の帳には直接の記載をみない。又新畠一町九反余、見取所畠七町二反余の作付記載もないが、まづ右の本畠における作付状況に一瞥を与えるよう。

里小牧村における作付品目は、寛延、宝曆ともに生綿、粟、稗、大豆、芋、蕎麦、大根となっていて、それらの作付面積比率は、畠方総作付面積中寛延において生綿が三一・一%、粟稗大豆二六・九%、芋二二・三%、蕎麦大根一八・八%，宝曆においては生綿三六・三%、粟稗大豆二五・四%、芋二一・二%、蕎麦大根一七・一%となつてている。

ところで此處に注意を惹くことは、右二冊の作付中、村内の自給夫食的性格をもつと考えられる粟稗大豆芋蕎麦等の作付が、畠方総作付面積中大きく比重を占めているとはいゝ、生綿作付が寛延三年七町三反(三三・一%、本田畠総面積中の一九・一%)、宝曆二年八町三反(三六・三%、本田畠総面積中の二二・八%)に及んでおり、何れも他作付品目の首位に立つてゐる

いうことであろう。里小牧村におけるかかる綿作事情は、周知の如く、尾張の手作農民が、綿種を選別し遠く平野村（摺津）より種を買下し綿作を行つてゐた事情を伝える「百姓傳記」（天和頃）や、綿、綿織物の產地として九ヶ国をあげ、その中に尾張の名をとどめる「日本鹿子」（元祿）等の記述より推測し得るが如く、尾張国では元祿期或はそれ以前において、かなりの綿作が行われていたと考えられ、享保期に至つては、綿作を中心とした商業的農業が一般的に成立してゐたと考えられている、このようないわば綿作地帶の中にあって、右の綿作は少なくとも商品化作物として作付けられていた事は明らかである。右の寛延、宝曆の作付比率は、作付総面積中において決して高いものとはいえないが、しかし綿作を他作付品目の首位におき、少なくともそれが商品化作物として、單一的集中的に作付されている傾向のみゆるところに、この時期における里小牧村は、少なくとも綿作農村としての性格をもつに至つてゐるものとみても不當ではなかろう。

ところでかかる商業的農業の展開に關連して、里小牧村における肥料利用の面に就いてみよう。

宝曆二年の「諸事記」によれば、『当村畑方わた作ニハ少々こやし賈候而作申候』とあり、生綿生産が購入肥料の利用によつて少なくとも行われていた事を明らかにしている。この村における肥料利用の主体は、二二町余の柳枯草場或は見取所内の茹草に求められてゐたものであつて、自給肥料が施肥の支柱をなすものであつたと考えられるが、しかし少なくとも右の如き商業的農業の展開は、即効性、生産性に富む購入肥料の利用を少なくとも要求し、これが主として畑方作付一畑方綿作一に向けられていたものであろう。このような所謂購入肥料の利用は、宝曆二年にとどまらず、元文元年（一七三六）の覚の断片に『干鰯、銀三百五十匁、八左衛門』とみえ、これによつて里小牧村農民の購入肥料として干鰯が利用せられていた事を窺う事が出来、更には元祿期においてすでに何等かの購入肥料が利用せられていた向の存すること、次の文書によ

つても窺い得る。

乍恐申上御訴訟之事

当村田畠近年薄田ニ罷成立毛出来悪敷、依是百姓年々ニ草刈半迄仕候文字不明拾年概免ニ來子ノ年六五七年も御定免ニ被仰付被下候はゝ、金子借用仕こやしかし立毛宣風ニ作り、御百姓成立事風ニ仕度奉願候、願之通御定免ニ被為仰付被下候はゝ、難在可奉存候事

(元祿八年)

里小牧村庄屋

亥ノ十二月

八左衛門

これは元祿八年(一六九五)里小牧村における定免願訴訟文書であつて、肥料の問題の直接的資料とはなり得ないが、凡その推測を得ることが出来よう。

右定免願の文意やや明確を欠くが、この願の意図するところは、要するに苛酷な検見制の下においては、金肥を用い生産力の向上をはかつても、それは農民自身の利益とはならず貢租として収奪されてしまう。しかし定免制の下においては、生産力の発展を阻む不時的事情が存在しない限り、金肥を用い生産をあげれば、

その生産力の向上部分、余剰を農民の手許に残し得る可能性をもつという見地から、十年概免による向う五七年の定免を願つたものである。此处で検見制、定免制の何れが農民或は農民間の階層に利益を与えるかの問題はともかく、当面の問題に直接関連するものとして注意を与えねばならないことは、『金子借用仕、こやしかい立毛宣風ニ作り云々』にみる如く、元祿期里小牧村では、購入肥料の利用をもつてすれば、生産力を高め得るとなす意識形態をもつて至つてゐるといふことであろう。このことは、この村においてすでに少なくとも購入肥料の利用が實際に行われていたことと想像せしめる。しかして少なくとも購入肥料の利用が行われていたとすれば、その貨幣的支出にみあうべき農産物の商品化、貨幣的収入を前提としなければならない。従つてこの限りにおいては、元祿期里小牧村における購入肥料の利用は、当然そこに何等かの農産物の商品化を行つていたことをも想像せしめるものが

里小牧村では、綿作の商品化が行われていたとなすことはもとより危険なことである。しかし、右の寛延、

宝暦のこの村の綿作事情や或は元祿享保期の綿作、その商品化の成立を考え得る当地方にあって、かかる推測を生む可能性は残されている。この場合、いわゆる農民的 商品の発展に基づくものと思われる尾張藩領六斎市の成立——例えば、里小牧村隣村黒田村（元祿元年）或は近村一ノ宮村（享保一二年）——が元祿享保期にあつたことを併せて考へるべきであろう。⁽¹⁰⁾

以上里小牧村においては、元祿享保期或程度購入肥料をもつてする商業的農業（綿作）が行われていたものと推測され、しかも資料的には、寛延、宝暦において畑面積の約三分の一、本田畑面積の約五分の一の綿作を中心とした商業的農業が購入肥料（干鰯）の下に行われていた里小牧村のほぼ徳川中期における農業の生産構造は、もはや貢租納入と自活のための自給自足的生産形態でなく、商品・貨幣経済的な性格をかなり反映せしめている所の生産形態に変貌するに至つてい

るということを、凡そ以上によつて知ることが出来たであろう。

このような所謂商品・貨幣経済の農村への直接的な浸透は、その程度において、貢租の過重化と相俟ち所謂農民の階層分化を必然ならしめたものと考え得るが、里小牧村における農民の階層分化の状態及びその階層関係といった面に就いて、中期における様相を次にみよう。

三、農民の階級分化の状態

前述した如く寛延、宝暦における里小牧村では、既に商業的農業として少なくとも綿作を、单一的集中的に行つている傾向のみえること、いわば綿作農村たるの性格を少なくとも具えているものと指摘したが、斯る商業的農業の展開は、それに對応する農民の土地經營規模、土地生産方法の改善等によつて、農業經營の有利不利性を齎らし、延いては貧富の懸隔を大ならしめるものがあつたと思われる。今斯る点に就いての農

民の個々の農業經營の具体的分析を行う資料は、これを見ることは出来ないが、この点に關し宝暦二年の里小牧村「諸事記」に、「当村手作仕候有力之百姓、こやし買候而、立毛宜風に作申候得共、小百姓勝手不如意ニ御座候而買難く、少々こやし借請又は茹敷のみニ而農ニ出精仕〔五六文字むし〕」とあつて、土地生産方法の改善＝購入肥料の利用を中心、有力手作農民の經營の有利性に対し、零細農民の經營の不利性を説こうとしている。このような一つの農業經營面における両者の差異は、又農業經營面における貢租負担の事情にもよつて、貧富の懸隔を増大ならしめたものと考えられる。

里小牧村における貢租關係は、資料的に延宝五年（一六七七）より明治四年（一八七一）に至る約二百年間の貢租率の動態によつて明らかならしめる事が出来るのである。⁽¹⁾ これによれば、本田概高に対する貢租率は大体免三ツ五分前後となつていて、元高に対する実質的貢租率は免五ツ以上或は正保二年以前の六公四民の原則がそのまま貫徹せられていたものである。⁽²⁾

ところで右のような高率貢租の下に立たされていた里小牧村農民の農業經營、農民の生活は極めて困難なものであつた事想像に難くなく、例えば、享保六年（一七二二）の里小牧村庄屋八左衛門の「庄屋役辞任願」文書の一節はこの点を明らかにしている。

『一、当村之儀一別而近年立毛出来悪く一立毛取実無数御座候處、近年御免相段こと高上罷成申候而、惣百姓中大ニ困窮仕、御年貢は不申及諸御役銀等も相勤り不申候而、何共可仕様も無御座私儀難儀仕候』『一、当村元高三百七拾三石四斗八升三合ニ而御座候處、五割一分四厘相延五百七拾二石五斗四升三合ニ罷成申候而、諸御役銀等も一倍に罷成、殊延高共ニ大分指上申候處、一已來村方之儀取乱、私儀も當年迄随分精に入御納所等も仕来申候得共、最早精力も尽し、此上諸御役銀等少もかけ可申と奉存候』

此處では貢租の『高上』と、先述に見た『概高制』による諸役銀の増徵、従つて農民の貢租諸役銀負担の過重化とその生活の困難を訴えているものであるが、

これによつて里小牧村農民の生活の困窮事情が充分に窺い得よう。しかしこのような貢租諸役銀の重圧は、等しく農民の農業經營、農民の生活をおびやかすものであつたとはいへ、貢租諸役銀の『高帳』による所謂比例課税の下にあつては、有力な富裕農民よりか、一般の零細農民にとつて負担は相対的に大となり、後者の農業經營、その生活をより困難ならしめるものがあつた事はいうまでもない。この点に就いて前記の里小牧村「諸事記」に『当村有力之高持百姓御年貢諸御役銀等相勤メ申候得共、小百姓賄成不申候而、御年貢等上納仕難ク御末進多ク在之候、是ハ御年貢諸御役銀、掛、ニ而御座候故、有力之高持百姓へ軽く相見ヘ申候得共、小百姓ニ而ヘ、別而重ク相成候而、如斯相成申候哉』との記述を見る事は注目すべきである。この以上資料に則して述べ來た事情の中に、既に所謂農民の階層分化——有力高持百姓と小百姓——の存在、又

これ等の層が一層分化して行く契機の一一二の存在をみる事が出来たが、然らば里小牧村においては、所謂農民の階層分化は具体的にどの程度みられたであろうか、資料的に得られる寛保元年（一七四一）「里小牧村高帳」、延享四年（一七四七）「御藏入百姓持高田畠書上帳」の二冊に就いてみよう。

此處では寛保元年以前の階層の存在状態を見る事が出来ず、従つてそれとの比較において階層分化の進行状態はこれを窺い得ないものである。又此處で階層といつても商品・貨幣經濟の或程度の発達をみた農村における農民の階層を、石高保有規模のみをもつてしては正しく把握し得ないものであろうが、しかし此處では右の両帳に表われる農民の石高保有規模を一応基準として、農民の階層分化の状態をみれば第四表の如くになり、この表において、農民の階層分化がかなり著しく行われている事をまづ知り得る。

即ち寛保元年においては高持総数一〇〇戸の内、零細高持と考えられる五石以下の層が七三戸、七三%の

第4表 農民の階層分化

| | 寛保元年(1741) | | | | 延享四年(1747) | | | |
|--------|------------|-------|---------|-------|------------|-------|---------|-------|
| | 高持数 | | 所有石高 | | 高持数 | | 所有石高 | |
| | 実数 | 百分比 | 実数 | 百分比 | 実数 | 百分比 | 実数 | 百分比 |
| 100石以上 | 1 | 1.0 | 121.218 | 20.3 | 1 | 1.0 | 102.773 | 17.2 |
| 50~100 | 1 | 1.0 | 75.856 | 12.7 | 1 | 1.0 | 82.111 | 13.7 |
| 30~50 | 1 | 1.0 | 30.245 | 5.1 | 1 | 1.0 | 31.446 | 5.2 |
| 20~30 | 2 | 2.0 | 50.186 | 8.4 | 2 | 2.1 | 52.314 | 8.7 |
| 10~20 | 8 | 8.0 | 104.470 | 17.5 | 7 | 7.2 | 104.909 | 17.7 |
| 5~10 | 14 | 14.0 | 95.070 | 15.9 | 18 | 18.6 | 127.726 | 21.4 |
| 1~5 | 41 | 41.0 | 110.039 | 18.4 | 30 | 30.9 | 84.020 | 14.0 |
| 1石以下 | 32 | 32.0 | 10.570 | 1.7 | 37 | 38.2 | 12.395 | 2.1 |
| 計 | 100 | 100.0 | 597.654 | 100.0 | 97 | 100.0 | 597.654 | 100.0 |

多きに達し、その所有石高は村高五九七石六斗五升四合の内一二〇石六斗九合、二〇・一%となつており、その内訳は、一~五石層が四一戸で一一〇石三升九合一戸当平均二石六斗八升余の極めて零細な所有石高となつてゐるが、一石以下の層はなお甚しく三戸でもつて僅か一〇石五斗七升一戸当平均三斗三升という全く無高水呑層と麥らぬ状態を示してゐる。この事は現実に無高水呑層の存在した事を予想せしめる。この点に就いて寛保の村高帳では直接知り得ないが、寛保元年より四年前の元文二年（一七三七）已十一月の「覚」に『里小牧村惣百姓一二九軒、内高持九六軒、無高三三軒』とあり、高持無高の割合は前者七四・四%、後者一五・六%全戸数の約四分の一強となつていて、寛保における現実の無高水呑層の存在に凡その見当を与えてくれている。以上のような大多数の零細高持或は無高水呑層の存在に対し、この村のいわば上農層ともみるべき二〇一〇〇石以上層は、僅か五人であるが、その所有

第5表 寛保・延享間の階層変動関係

| | 寛保元年 | 延享四年 | 各階層変動関係 | 変動数 |
|------------|------|------|--|-----|
| | 100 | 97 | | -3 |
| 100 石以上 | 1 | 1 | → 0 | 0 |
| 50 ~ | 1 | 1 | → 0 | 0 |
| 30 ~ | 1 | 1 | -1 ↑ +1 ↓ +1 | 0 |
| 20 ~ | 2 | 2 | -1 -1 ↓ +1 (+1 分家) ↑ | 0 |
| 15 ~ | 1 | 3 | ↓ +1 ↑ +1 | +2 |
| 10 ~ 15 | 7 | 4 | -1 ↓ -2 | -3 |
| 7 ~ 10 | 7 | 9 | ↓ +2 ↑ +1 ↓ +1 ↑ +1 | +2 |
| 5 ~ 7 | 7 | 9 | ↓ +1 ↑ +3 ↓ -1 ↑ +1 | +2 |
| 3 ~ 5 | 19 | 12 | ↓ -3 ↑ +2 ↓ -4 ↓ -2 ↓ +4 | -7 |
| 1 ~ 3 | 22 | 18 | ↑ +1 ↓ -6 ↑ +3 ↓ -5 ↓ +6 | -4 |
| 7 石以下 | 32 | 37 | ↓ -5 ↑ +5 | +5 |
| 0 | | | ↓ +5 -9 +12 ↓ -5 ↓ -3 ↓ +4 ↓ +3 ↓ -1 | +3 |

備考 20~30石台に(+1分家)とあるのは、本文後述にみる如く五島八左衛門(8代)より出した分家である。

石高は二七七石五升四合であり、村高の四六・五%に及んでいる。この内一二二石二斗一升八合を一戸でもつて所有する階層の存在する事は注目すべきである。これは後述にみる如く五島八左衛門(八代)なる者の

所有石高である。五島家のかかる所有石高、土地集中は、先述にみた如き貢租の過重化或は享保の飢饉(享保十八年「夫食被下置銘々割賦帳」によれば、当村百姓困窮夫食無御座及渴命候者共二七四人とある)等に

より里小牧村農民の一般的困窮を背景に、高利貸資本をもって、或は直接田畠の永代売買を通じ、主として元祿享保期に行われたものと思われ、例えば、残存永代売証文一四八通の内この期のものが一〇四通、就中享保期のもの四四通残存しその集中石高一九石五斗余に及んでいる。斯る点から里小牧村の寛保元年における農民の階層分化の状態は、元祿享保期頃の土地集中・喪失によって著しく進められて来たものと考えられるのである。

以上寛保元年における里小牧村農民の階層分化の状態に概観を与えて来たが、次にこれより六年後の延享四年における階層分化の状態を寛保元年との比較においてみよう。

延享四年における高持戸数は九七戸であり、寛保元年のそれより三戸減少しており、又九七戸の高持内部において夫々階層にかなりの変動関係を認める事が出来る。斯る寛保元年より延享四年に至る農民階層の変動関係は、実際には第五表の如き階層或は階層内部の

石高の上昇下降の複雑な変動関係を経たその結果を表示したものに外ならず、第四表によつては把え得ない第五表の如き複雑な変動関係の存在した事に注意を払わねばならない。例えば寛保元年より延享四年に至つて高持戸数三戸の減少は、この者の土地放棄或は無高化して行つた事は予想し得るが、しかし實際には寛保延享間において、無高化して行つたものは三戸以上を遙かに越す数であり、その半面無高層から高持化した現象の存在を見る事が出来るのであって、第五表では五石以下就中三石以下の層と無高層との間にかなり、零細な田畠をめぐつての交替、零細高持—下降—無高化、無高—上昇—零細高持化の現象の存在した事に注目せられよう。

ところで第五表の如き複雑な変動関係を経た延享四年における階層分化の状態は、逐一寛保の前例に従つての説明は割愛するが、要するに此処では二〇—一〇〇石以上層は農民構成において五人でまりなく、五〇戸以下層は二二戸より一五戸へと三戸増、五石以下層

は七三戸より六七戸へと六戸減となり、夫々の所有石高は一〇～一〇〇以上層は四六・五%から四四・八%へ若干減じ、五一～一〇石層は三三・四%から三九・一%へかなり増し、五石以下の層は二〇・一%から一六・一%へ減少となっていて、此處では五一～一〇石層就中五一～一〇石層の進出のみられる事に注目せられる。こ

の層は一四戸から一八戸に増し又その所有石高は一五・九%から一一・四%へと増しているのであるが、この高持戸数增加の点は、第五表において明らかに如く、一〇～一〇石層からの二戸下降、一～五石層からの三戸上昇、一～五石層への一戸下降という結果に基づいている。このような五一～一〇石のいわば中農層の進出に就いては、如何なる事情によるものであろうか、資料的に充分な説明を与える得ないのであるが、しかし此处では一～五石層より五一～一〇石層へ、三戸の上昇が認められるこの者の上昇事情に就いては、これを少しく述べ、もって右中農層進出の事情をみよう。

宝暦一年の「諸事記」によれば次の文書を見る事が出来る。

当村之御百姓すべて農ニ出精仕候得共、女房女子農間ニ而綿くり三字なし世相見ヘ申候、村内之者伝左衛門、庄左衛門、林吉三人農間稼ニわた買集め、他所之商人へ売渡申五六文字

先述の農業の生産構造において既に明らかに如く、里小牧村では資料的に實延、宝暦においてかなりの綿作が行われていたものであった。ところで右文書によつて窺い得る如く、この村では収穫された寒綿は、村内婦女子の農間副業として繰綿に加工され、販売されていたものである。この事は、この村においては繰綿加工業といい得るような独立の営業は存在せず、ただ農間における婦女子の副業として、家内工業的な域にとどまるものであったことを示すものであろう。しかしてこうして加工された繰綿は、村内三人の綿仲買人の手によって、他所商人に販売されていたものである。かかる村内における綿仲買人の他村における同様な事

第6表 宝暦2年(1752)綿仲買人の階層

| | 延享四年(1747) | 寛保元年(1742) | 備考 |
|------|------------|------------|-----------------------|
| 傳左衛門 | 石 6.394 | 畝 50.29 | 石 3.774 寛保2年八左衛門小作 |
| 庄左衛門 | 5.818 | 41.05 | 寛保2年八左衛門小作 宝暦5年組頭 |
| 林吉 | 7.900 | 55.08 | 7.080 |

例は、後の天明年間の書とされる桶口好古の「尾張徇行記」に記されているところであり、例えばその一例として中島郡次郎丸村に就いて『高ニ準シテハ戸口多ク耕田不足ナル故(中略)他村ノ田畝ヲ半分ホト承佃ス、無高二十戸ホトアリ高持ハ平準ノ所ニテ小百姓多シ、農業ヲ生産トス、其余力ニ商ヒラスル者十六七戸アリ、繰綿ノ仲買ラシ一ノ宮ヘ交易セリ』とあるが如くである。ところで右里小牧村における三人の綿仲買人の石高階層はどうであったかをみると、先述の問題解決の糸口を見出そう。宝暦二年時に

おける傳左衛門、庄左衛門、林吉の所有石高は不明であるが、宝暦二年より五年前の延享四年、一〇年前の寛保元年にどのような石高階層であったかをみれば第六表の如くになる。即ちまず延享四年現在の所有石高をもってみると、右三人はこの村のいわば中農層的な階層であつたといえる。しかし寛保元年の所有石高をみると傳左衛門、庄左衛門兩人は、三~四石層である、第四表の階層分化表からみれば零細高持層である。この兩人は寛保二年の五島八左衛門の「田畠撻作帳」に現われる小作人でもある。しかしながら寛保元年より六年後の延享四年において夫々石高を増し五~七石層に上昇している。前掲第五表の階層変動関係表において、三~五石層から五~七石層へ三人の上昇が認められるが、この三人の中二人が実は傳左衛門、庄左衛門なのである。このような両人の石高上昇の契機は何によるものであろうか、後述にもみる如く高率な小作料にむすばれたこの村の地主小作関係に立つていては、容易にかかる上昇の機会を見出されないかも知れ

ない。しかしながら右の如き上昇がみられているのは、他の事情の存在は別としても、先述にみたこの村の綿作の発展を背景に、需要性、商品価値の高い綿商品流通面に綿仲買人として、機を得てたゞさわり得たその結果に、少なくとも負うものでないだろうか、兩人は林吉と共に延享四年の所有石高においては、いわば中農層に位置するに至っているが、宝暦二年においては、なお若干の石高上昇のあった事は予想される。右三人の内庄左衛門は宝暦五年における証文奥印に組頭の名をとどめ、村役人たる地位に着いていることは注目すべきであろう。（宝暦五年、永代相渡申高之事）こ

のようすに少なくとも綿作の発展を背景に零細高持＝小作人層から身を起し、村役人たる地位を得るまで成長し来つたいわばこの村の新興階層のその後の動向については蓋し興味ある問題であろう。しかし今はこれ以上述べべき資料はもたず、ただ此處では当面の問題たる五一〇石中農層進出の事情に若干説明を与えたにとどまる。

以上寛保元年、延享四年の六年間の距りをもつ両資料に基づいて里小牧村農民の階層分化の状態、その変動関係につきやや詳細に述べて来たが、要するに此処では一〇〇石以上、八〇石以上の所有石高をもつ階層の出現に対し、他方大半の零細高持の存在或は無高持の存在を知る事が出来、徳川中期における里小牧村では、既にいわゆる封建農民を農民として単一的に扱え事の出来ない深い階層の存在する事を知る事が出来たであろう。

四、農民の階層関係

農村における商品・貨幣経済の発達、貢租の過重化等を契機とした里小牧村農民の階層分化には、かなり著しいもののある事を知り得た。しかして斯る階層分化によって齎らされた農民の階層関係はどうであったか、この点を此處で述べる事としたい。

ところで農民の階層関係を述べるに當りて、前述にみたこの村のいわば上農層の階層的地位をまずみてお

第7表

| | 寛保元年 所有石高 | 延享四年 | | 備 考 |
|--------|----------------|----------------|-------------|--------------------------|
| | | 所有石高 | 所有面積 | |
| 五島八左衛門 | 石 ① 121.218 | 石 ① 102.773 | 畝 754.17 | 庄屋・惣庄屋、御目見苗字帶刀御免家格 年寄 |
| 恒右衛門 | ② 75.856 | ② 82.111 | 634.16 | 百姓惣代 |
| 与三左衛門 | ③ 30.245 | ⑤ 25.285 | 180.11 | 組頭(寛延以降) |
| 政右衛門 | ④ 29.676 | ③ 31.446 | 222.29 | |
| 平右衛門 | ⑤ 20.510 | (19.147) | (136.01) | 庄屋(寛保一宝曆)八左衛門弟 |
| 友四郎 | | ④ 27.029 | 194.11 | |

こう。

前述の如く上

農層五人の石高
所有は、村高の
約四五%を占む

るものであつた

が、それ等五人
の者の石高所有
関係を具体的に
示すと第七表の
如くになる。寛保元年ににおける
石高所有とその
順位が、延享四
年においてかな
り変化をみせて
いる。この内筆
頭の五島八左衛

門は、一二二石余から一〇一石余に減少をみせている
がこれは延享時四番に位する実弟友四郎を寛保二年分
家せしめた結果にもとづいている。他の者は若干石高
の増減をみせその順位を異にしているが、何れもこの
村のいわば上農層である。

ところでこれ等の層は、いうまでもなく、村内にお
ける村役人としての地位に立っていたことは、第七表
の備考に示されている如くである。又このように村役
人としての地位にある上農層は、いうまでもなく、村
落共同体的規制の頂点に立って、その支配権を掌握し
ている層でもある。村落共同体的規制の中核をなす
ものは、村内における採草地、灌漑用水の共同体的利
用にあると考えられるが、先述にみた如く里小牧村に
おいては、すでにやくから購入肥料の利用をもつて
畑作經營が行われていたものである。しかしこのよう
な購入肥料利用面から、採草地における共同体的利用、
その規制が少しは弱められたと考え得ても、肥料の主
体はなお村内自給肥料にあつたと考えられるこの村の
農民は、採草地への共同体的利用、その規制に大きく
支配されていたものと思われる。里小牧村における自

給肥料の給源地は、主として村内の柳枯草場にあったが、これに就いて、『反数三町四反五畝二三歩松柳生砂場——庄屋村役諸事引受薪草等刈採方取斗申候』（文化六年）とあって、柳枯草場の共同体的利用の管理支配権が庄屋村役人の手にあった事を明らかにしている。このように里小牧村における上農層は、多く政治社会的には村役人としての地位にあるとともに村落共同体的規制の頂点に位置している層でもあるたが、彼等は村内におけるかかる政治的社會的地位を利用して、經濟的には一般農民よりも有利な生産条件の一つを確保し、生産を有利に導いていたことは想像に難くない。さて、われわれはかかる上農層の土地經營面について次に考察せねばならない。土地兼併喪失のいわゆる農民の階層分化についてはすでにみたところであったが、かかる階層分化が農村における商品貨幣經濟の発展に一つの契機を与えられている限り、かかる階層分化の進行事態のうちに、当然地主小作關係の存在が予想され得るところであろう。われわれは以下右上農層、

第 8 表 手作、小作經營規模（寛保 2 年）

| | | 田 煙 合 | | 田 方 | | 烟 方 | |
|------------|----|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | | 畝 | % | 畝 | % | 畝 | % |
| 八 左 エ 門 | 手作 | 232.17 | 25.9 | 117.23 | 24.2 | 114.24 | 27.9 |
| | 小作 | 665.05 | 74.1 | 368.03 | 75.8 | 297.02 | 72.1 |
| | 計 | 897.22 | 100.0 | 485.26 | 100.0 | 411.26 | 100.0 |
| 友 四 郎 | 手作 | 118.18 | 48.8 | 69.12 | 52.6 | 49.06 | 44.3 |
| | 小作 | 124.11 | 51.2 | 62.13 | 47.4 | 61.28 | 55.7 |
| | 計 | 242.29 | 100.0 | 131.25 | 100.0 | 111.04 | 100.0 |

特に資料的に説明しえられる五島家を中心して、地主小作關係の存在をみよう。

寛保二年
(一七四二)

に友四郎は五島八左衛門(八代)より分家した
ものであつたが、その際の「高田
煙分ケ帳」
「八左衛門」

友四郎両人手作覚」によれば、第八表の如き手作、小作經營規模を知る事が出来る。すなわち表によれば、

八左衛門の場合、所持田畠八町九反七畝二歩のうち、手作分は二町三反二畝一七歩二五・九%、小作分は六町六反五畝五歩七四・一%となつていて、所持田畠の四分の三の圧倒的部を小作に出しており、小作料依存への寄生地主的性格を極めて濃厚にしている。これに対し友四郎の場合、二町四反二畝二九歩の所持田畠のうち、手作分は一町一反八畝一八歩四八・八%、小作分は一町二反四畝一一歩五一・二%であつて、所持田畠の二分の一強を小作に出し、やはり寄生地主的性格を強くしている。右両人の手作、小作經營規模の斯る事例から推察すれば、延享四年六町三反四畝余の田畠をもつ恒右衛門の如きは、少なくとも四町前後の小作關係に、又政右衛門、与左三衛門なども夫々或程度の小作關係に立っていた事は充分に想像し得よう。

以上の如く中期における里小牧村では、右八左衛門、友四郎等の手作、小作經營規模の事例に見る限り、か

なり広汎な地主小作關係の存在をみる事が出来るのである。

次に斯る地主小作關係の説明を通じて、里小牧村農民の階層關係を考察する事としたい。この点を窺い得る資料として、此處では寛保二年五島八左衛門「田畠掟作帳」を取り上げ、この分析を中心右の点を考察する事とする。

右「田畠掟作帳」によれば、八左衛門の小作地は前

第9表 寛保2年小作人の階層性

| 階層 | 人數 | 面積 | 小作料 |
|--------------|----|--------|--------------------|
| 8石以上 | 0 | 0 | 0 |
| 7石以上 | 1 | 14.23 | 1.255 |
| 5～6 | 2 | 20.05 | 1.964 |
| 3～4 | 6 | 142.21 | 13.108 |
| 1～2 | 9 | 141.06 | 15.025 |
| 1石以下 | 7 | 137.19 | 11.522 |
| 無高 他 村 | 11 | 189.00 | 14.108 |
| 計 | 39 | 665.05 | 58.8 ³⁴ |

註 小作人の石高基準は寛保元年村高帳による。従つて、石高基準には若干の誤差を見込まねばならない。

記の如く六町六反五畝五歩であり、この小作地に入組んでいる小作人总数は三九人（内他村三人）となつてゐる。これ等小作人は第九表にみる如く殆んどが極めて零細な高持或は無高層であつて、村内五石以下無高層合して三三人、全小作人の約八五%に當り、小作人の階層性を明確にしている。先述の農民階層分化表に現われた五石以下の層は、多く斯る小作人として存在していた事は疑い得ない。次に三九人の八左衛門小作地の入組関係をみると、最も

小作地面積は、一反七畝二歩の極めて零細な小作地となつてゐる。このような一人当平均小作地面積以下の小作地を請けているものは、小作人全体の六〇%前後もあり、極めて小刻みな小作地関係に立つてゐる。この事は八左衛門の小作人が只一人八左衛門の小作人たるにとどまらず、村内他の地主の小作人ともなつてゐる事は容易に想像し得よう。里小牧村における小作人は、單に村内地主のみに限らず又隣村地主の小作人ともなつていた事は、次の文書によつて明らかであろう。

当所ハ、人多候而他郷之地所不作しては相成ましく、黒田村内北宿之地所、曾根村之地所受作行候、南之所ニ而は、玉の井村へ捷申候。（宝暦二年「諸事記」）

低二畝五歩
となつてい
て、第十表
にみる如く
一人当平均
の「村人數書上帳」によれば六一一人（下男下女、他
出奉公人を含む）とかなり多く、この世帯戸数は明ら
かでないが、先述の元文二年「覚」によれば『惣百姓
一二九軒』となつていて、この戸数をもつてする里小

第10表 寛保2年八左衛門小作人小作面積

| 小作地面積 | 人 数 | 面 積 | 一人当平均 |
|-------|-----|--------|-------|
| 5反以上 | 0 | 0 | 0 |
| 4反以上 | 2 | 84.25 | 42.14 |
| 3反以上 | 5 | 162.26 | 32.17 |
| 2反以上 | 8 | 179.02 | 22.11 |
| 1反以上 | 10 | 138.18 | 13.26 |
| 1反以下 | 14 | 99.24 | 7.04 |
| 計 | 39 | 665.05 | 17.02 |

牧村一戸当平均耕作面積は、大体四反歩足らずという耕地の狭少を示している。このような事情から恐らく五石以下無高層による出作が多く行われていたものと思われる。八左衛門の小作人として三人の他村玉の井村よりの入作がみられるが、右の如き村の耕地事情から出作が多く行われていても、入作は稀にしか存在しなかつたものと考えられる。

ところで農民階層関係の主軸をなすものは、地主小作関係であり、地主小作関係の中心をなすものは小作料収取関係にある。従つて小作料収取関係の問題は、農民階層関係を考察するに当つての最も重要な問題となるを得ない。斯る意味において次に小作料関係をみなければならない。

右八左衛門「田畠掲作帳」において

第11表A 八左衛門小作関係

| | 面 積 | 小 作 米 | 反当小作料 |
|---|------------|--------|---------|
| 田 | 上中田 251.02 | 27.028 | 石 1.077 |
| | 下 田 117.00 | 10.254 | 0.876 |
| 畑 | 畑 297.03 | 21.552 | 0.722 |
| 計 | 665.05 | 58.834 | 0.885 |

第11表B 貢租、地主、小作取分関係

| | 反当収量 | 反 当 小作料 | 貢 租 | 地 主 | 小 作 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 上中田 | 石 1.500 | 石 1.077 | 石 0.650 | 石 0.427 | 石 0.423 |
| 下 田 | 1.200 | 0.876 | 0.500 | 0.376 | 0.324 |
| 畑 | 1.000 | 0.722 | 0.383 | 0.339 | 0.278 |
| 上中田 | 100% | 72% | 43% | 29% | 28% |
| 下 田 | 100 | 73 | 42 | 31 | 27 |
| 畑 | 100 | 72 | 38 | 34 | 28 |

註 反当収量は宝曆2年「諸事記」による。

貢租は五割とす

て計算される掲米+小作料総額は五八石八斗三升四合であるが、第一表Aに示されているように、本田畑反当平均小作料は八斗八升五合となつてゐる。斯る小作料が高額なるや否やはその年の反当実収量をみるとによって判明し得よう。しかしてこの点につき前述の

宝暦二年里小牧村「諸事記」に記載の反当実収量をも

つて計算すれば、第一一表Bの如く、地主、小作の取分割合は前者約七二%（貢租分を含む）に対し後者約二八%となり、此処における地主小作関係は、高率な小作料によつて結ばれたそれとしてみる事が出来る。斯る高率小作料をもつて結ばれた小作人層の生活は一般的には極めて困難のものがあつた事いうまでもない。

しかし右の小作料が、小作人にとっては極めて高率な

ものであり、小作人の農業經營を困難にし、生活を困窮ならしめる程のものであつても、小作料收取に常に腐心している地主にとつては事情は異なる。寛保二年弟友四郎分家の際の「高田畠割賦帳一冊」に、八左衛門は小作料收取について、現在の小作料を『直安』となし、弟友四郎に『捷直』又は『取上』を主張しているのであるが、八左衛門の「田畠捷作帳」には、右の地主としての考え方がそのままこの帳に記載されている。今その一二の事例をみると左の通りである。

○彌右衛門、下田、二反一畝歩、此捷米一石九斗八升

五合

是ハ下田ニ御座候も、近年よき田に相成候而、捷直致べく候、もし彌右衛門不平申候得は、取上他に貸申べく候

○伊兵衛、合、上中田、一反六畝一步、此捷米一石六

斗九升三合

是ハ安々見へ申候、何連も上之よき田ニ而、大風ニ而も、少しもまけ申間敷候

寛保元年の「村高帳」では彌右衛門二石八斗九升、

伊兵衛一石二斗七升三合とあつて何れも零細高持である。これ等両人の八左衛門との小作料收取関係は、第一〇表の平均小作料と比較すれば、彌右衛門の場合下田九斗四升五合とかなり高く、伊兵衛の場合一石五升八合とやや低くなつてゐるが、要するに斯る高率小作料にも拘らず、彌右衛門事例の佃書にみる如く、八左衛門は彌右衛門の下田を『近年よき田ニ相成』つたとし、小作人のいわば生産力上昇部分に対し、『捷直』

|| 小作料引上を要求し、もし彌右衛門が不平を申せば

『取上』他人に貸すというのである。当時小作せずしては生計の道を得るに乏しい事情の下にある零細農民にとっては、村の耕地狭少とも相俟つて、地主のこうした要求には何れ従わざるを得ない。此處では小作人の耕作権は極めて不安定なものとなつてゐると共に、斯る経済的な力関係の面から生ずる地主との隸属的関係は之を濃厚ならしめるものがあつたと思われる。斯くの如く小作人は一方において『捷直』による小作料の苛酷な取立或は『取上』による耕作権の不安定な状態に立たされていると共に、他方伊兵衛事例にみる如く小作料は『大風ニ而も少しもまけ申間敷候』とされているこのような事情の中に中期里小牧村地主の封建的性格をみるとことが出来る。このような地主の小作人に対する小作料取立の苛酷さは、一般に小作農民の農業の再生産過程を圧迫し、農民の生活を窮屈に陥し入れるものであつた事いうまでもない。例えば、前例の彌右衛門は寛保元年二石八斗九升の所有石高から、延享四年に至り一斗五升に石高を減少せしめており、又伊兵衛

は延享四年に至つて名が見当らず、恐らく石高を全く喪失して行つたものであろう。以上述べ来たつたように零細農民は小作農民は高率小作料を契機として多くの場合窮乏化して行くものであるが、かかる窮乏の結果は、家族労働を他に放出する層へと転落するに至る。第一二表の寛延三年（一七五〇）「村人數改之帳」における他出奉公人放出の階層はこの点を明らかにしている。この表の石高は寛保元年、延享四年のそれであつて、寛延三年の石高ではないが、延享四年より三年後の寛延三年においてそう著しい石高の変動はなかつたものとすれば、他出奉公人放出の階層は、一石台以下の極めて零細な高持或は無高という事になる。他出奉公人放出の者は一九人であるが、このうち一〇人（表〇印）の者は八左衛門「田畠捷作帳」に現われる八左衛門の小作人である。又兵衛一例を除けば、石高所持者は全部寛保より延享にかけ石高を減少するか喪失している事に注目せられる。前例に見た彌右衛門もこの表に現われているが、石高減少とともに寛延三年現在三人の

第12表 寛延3年（1750）他出奉行人放出の階層

| | 所有石高 | | 奉公人続柄 本人 伴娘 | 行先 |
|-------|----------------|----------------|------------------|---------------------|
| | 延享4年 (1747) | 寛保元年 (1741) | | |
| 新右衛門° | 石 0.450 | 石 2.900 | 2 | 竹鼻村，黒田村 |
| 丹右衛門° | . | . | 2 | 小原村，長池村 |
| 加右衛門 | . | 0.050 | 2 1 | 北方村，割田村，黒田村 |
| 兵右衛門° | . | . | 1 | 一宮村 |
| 長助° | . | . | 1 | 割田村 |
| 米助° | . | . | 1 | 割田村 |
| 彌右衛門° | 0.250 | 2.890 | 1 2 | 内割田村，赤田村，笠松 |
| 茂兵衛 | 1.830 | 1.900 | 1 | 名古屋 |
| 五右衛門 | 0.120 | 0.200 | 1 1 | 名古屋，黒田村 |
| 半左衛門 | . | . | 2 2 | 割田村，大毛村，北方村 名古屋 |
| 又兵衛° | 0.300 | . | 1 | 北方村 |
| 清蔵 | 0.665 | 1.165 | 1 | 岐阜 |
| 彌兵治 | 1.081 | 1.081 | 1 | 北方村 |
| 由兵衛 | 0.100 | 0.067 | 1 | 割田村 |
| 藤九郎° | 1.399 | 2.829 | 1 | 竹鼻村 |
| 源八 | 0.040 | 0.240 | 1 | 笠松 |
| 所右衛門° | 0.050 | 0.100 | 3 1 | 笠松，北方村，黒田村， 外割田村 |
| 藤三郎 | . | 1.500 | 1 | やぐま村 |
| 忠右衛門° | 0.100 | 1.313 | 1 | 美濃舟橋村 |
| 19戸 | | | 計 男 20人 女 12人 | |

備考 ° 印は寛保2年五島家の小作関係を示す、所有石高は、延享4年「御藏入百姓高田畠書上帳」寛保元年「里小牧村村高帳」による。

子供を他出奉公に出す階層に転落しているのである。

以上里小牧村農民の階層分化に関連し、此處における農民の階層関係について、地主小作關係を中心に叙述して来た。此處では里小牧村最大地主五島八左衛門（八代）の、そこにおける地主小作關係を主としてみて來たのであつたが、五島家の場合など所有田畠面積約九町歩のうちその約四分の三を小作に出すと、小作料依存への寄生地主的性質を早くからもつに至つており、かかる小作地は主として村内五石以下層の小作地に提供し、極めて小刻みな地主小作關係に立つていた。しかし其処における地主小作關係は、極めて高率な小作料でもって結ばれた關係であり、斯る關係を通じて零細小作農民は、先述の綿紡買入たる傳左衛門、庄左衛門の如き上昇の者の存在はあつたとはいゝ、多くの場合更に零細化、困窮化して行つたものである。

農民の階層分化は一つにはかかる点にも大きく契機づけられるものである。幕末天保五年に至つて里小牧村では地主（五島家を中心とした高持層、大前層）と小

作人（小百姓、小前層）との間に高率小作料をめぐつての所謂小前騒動がみうけられるが、斯る騒動は農民階層關係の一つの集中的表現とみるとことが出来る（天保五年小作之者より年貢引方ニ付「指出申連印済口証文之事」）

（あとがき、以上主として寛保元年（一七四一）から宝暦二年（一七五二）に至る約十年間の資料を中心として、里小牧村における農業の生産構造、或は農民の階層分化の状態と農民の階層關係といった点に就いて若干考察し來つたものである。しかし冒頭掲げた資料のみにては充分に之を説明し得ず、ただ資料的に説明し得られる限度における現象形態の把握に終始され、此處では斯る現象の因つて起る本質的問題には充分な説明を与える事が出来なかつたが、幕末期小牧村或は近傍農村の資料に基づく他日の報告の機会に、補足的説明を与えたいと考えている。）

- ① 尾張葉栗見聞集一二九頁、尾張名所図繪後編五等参照
 ② 起町史下巻二三八一九頁参照
 ③ 尾張葉栗見聞集（尾州里小牧村御船守船頭之事）一八七八頁、愛知県史第二巻（里小牧村の渡場）六五九一六〇頁、一宮市史上巻（綿類出津差留令）一〇六一七二頁等参照
 ④ 「懷中日記」（五島家一代八左衛門幸安）
 ⑤ 愛知県史第二巻第二巻二八一頁

右同書別巻六三六頁〔古義三〕四ツ概)

里小牧村の村高は、弘化・万延間ににおいて、酉新田分
は三石一升七合増し村高六〇石六斗七升一合ともな
つてゐるがその点明らかでない。

⑦ ⑥

享保十九年「本高内砂吹埋糞地書上帳」

⑩ ⑨ ⑧
「百姓伝記(日本經濟大典第三十一)六四九頁

愛知県史第一卷、五七八と五八二頁参照、川浦康次氏
「三八市場の開市と發展」(調査と資料第六号)には一
宮六斎市(三八市場)に就いて詳細な研究がある。

⑪
〔元祿三年の寛保三年迄御免相書上帳〕、「安政六年
未年より明治元年迄拾ヶ年御免状写」(貞享、元祿、享
保、宝曆、明和各一里小牧村地帳)これ等の帳から
里小牧村では大体寛保頃より定免制が行われた事にな
つてゐる。

⑫

尾張藩の徳川中期以降における領内賃租率平均は、免
三ツ五分前後であったとされている。所三男氏(尾張
藩の財政と藩札)(社会經濟史学、第四卷、第七号)

愛知県史別巻、六三六頁〔古義三〕四ツ概)参照

⑬ ⑭ 樋口好古著「尾張徇行記、中巻」八二四頁

〔附記〕本稿において利用した資料は、愛知県葉栗郡木曾
川町里小牧、五島熊二氏所蔵の文書である。資料閲覧
の便宜を与えて下された同氏の御配慮に対し、心から
謝意を表するものである。